

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月24日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第32号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号の表視覚障がいの項中「3級」を「4級」に改め、「及び4級の1」を削り、同表音声機能障がいの項を次のように改める。

音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	3級（喉頭摘出に係るものに限る。）	3級（喉頭摘出に係るものに限る。）
----------------------	-------------------	-------------------

第22条第1号の表上肢不自由の項中「，2級の1及び2級の2」を「及び2級」に改め、同表下肢不自由の項中「及び7級×2（7級の1を除く。）」を削り、「，2級及び3級の1」を「から3級までの各級」に改め、同表乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの項中「（2級のうち1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）」を削り、「，2級及び3級（3級のうち1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）」を「から3級までの各級」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 下肢不自由の項においては、7級に該当する障がいが2以上重複する場合は、6級とする。

第22条第2号の表音声機能又は言語機能障がいの項を次のように改める。

音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る。）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る。）
----------------------	---------------------------------	---------------------------------

第22条第3号イ中「精神障害者保健福祉手帳」を「精神保健及び精神障害者福祉に関

する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳」に改め、「有するもの」の次に「で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの（所得制限により当該受給者証が交付されない場合にあつては、当該精神障害者保健福祉手帳に係る障がいの治療のため通院をしているもの）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則（次項において「新規則」という。）第22条第1号及び第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税の減免について適用し、平成30年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。